

京都府北部地域の物流拠点形成に向けた調査・分析業務

1 業務名

京都府北部地域の物流拠点形成に向けた調査・分析業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月26日まで

3 目的

京都府では、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町（以下、「府北部地域」という。）の物流事業者や荷主企業とともに「持続可能な京都府北部地域物流ネットワーク推進協議会」を立ち上げ、府北部地域の各工業団地等を拠点に地域物流の効率化を図り、持続可能な地域の物流ネットワークを推進していくことにより、府北部地域の産業競争力の維持・強化を目指すこととしている。

本事業では、府北部地域における物流拠点の整備に向けて、全国ネットワーク全体の観点から商品や製品の保管以外にも、集荷や仕分け、配送といった物流全般の業務を担う施設（以下、「物流拠点」という。）の整備の合理性や条件、府北部地域でのニーズ調査等をもとに多面的に検証することを目的とする。

なお、本業務の遂行にあたっては、計算ロジックの開示が可能で、シナリオ設定・改修・拡張が可能な独自の物流ネットワークシミュレーションを活用し、拠点配置や拠点機能の最適性を定量的に評価することにより検証の精度と説得力を高めることとする。

4 業務内容

受託者は、府北部地域における物流の実態や全国的なネットワークの状況・課題等を理解し、業務を行うものとする。業務内容は以下のとおりであるが、業務における重要事項は委託者と十分協議のうえ、決定すること。

(1) 府北部地域の物流拠点整備における現状調査

① 近畿地方の物流拠点の立地状況に係る調査

近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）の物流拠点の立地状況（立地の場所、主に取り扱っている商品、トラックの出入り状況等）について調査を行い、資料にまとめること。

② 近畿地方における大手デベロッパーの動向の把握

近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）

における物流拠点整備の動きについて、以下の大手デベロッパーのうち5社程度にヒアリングし、その動向を把握すること。

【ヒアリング先候補】

- ✓ 大和ハウス工業株式会社
- ✓ 日本 GLP 株式会社
- ✓ 株式会社プロロジス
- ✓ 株式会社シーアールイー
- ✓ 三井不動産株式会社
- ✓ ESR 株式会社
- ✓ 野村不動産株式会社
- ✓ 住友商事株式会社
- ✓ 三菱地所株式会社
- ✓ CBRE 株式会社

③ 府北部地域における物流特性の把握

高速道路網や港湾施設等などの交通インフラや、物流倉庫及び配送センターの分布、立地企業の特徴、地域内の物流事業者の規模等から物流の需要を想定し、不足情報については「持続可能な京都府北部地域物流ネットワーク推進協議会」参画企業（約 17 社）を対象にアンケート又はヒアリングを実施し、府北部地域における物流特性を把握すること。

④ 拠点の立地分析

①～③で得たデータ及び府北部地域における以下のうち必要な情報をもとに独自の物流ネットワークシミュレーションを活用し、府北部地域における物流拠点配置や拠点機能の最適性を定量的に評価すること。

【必要データ】

- ✓ 製品：製品分類、製品コード、名称、製品荷姿（荷姿毎の入数、大きさ、重量）、製品特性（危険物/一般貨物）
- ✓ 物流拠点：拠点コード、住所、名称
- ✓ 納品先：納品先コード、配送先住所、名称
- ✓ 輸送方法：輸送方法コード（輸送モード）、輸送キャパシティ
- ✓ 調達先：調達先コード、住所、名称
- ✓ 入荷実績：入荷日、発注番号、製品コード、荷姿、数量
- ✓ 出荷実績：出荷日、受注番号、製品コード、輸送方法コード、数量
- ✓ 発注実績：発注日、希望納期、調達先コード、発注番号、製品コード、荷姿、数量
- ✓ 受注実績：受注日、希望納期、受注番号、納品先コード（拠点コード）、製品コード、数量
- ✓ 在庫実績：製品コード、荷姿、数量

- ✓ 倉庫業務・配送業務の双方を含む物流原価が分かる資料、運賃テーブル

(2) 府北部地域における物流拠点整備の可能性について提言

(1)で得た結果をもとに、持続可能な北部地域の物流ネットワークの推進に寄与する物流拠点の整備に向けて、地元や物流事業者に求められる役割や負担（予算含む）について検討し、物流拠点整備の可能性及びあり方について提言すること。なお、京都縦貫自動車道及び舞鶴若狭自動車道の結節点であり、京都府が掲げる産業創造リーディングゾーンの形成の一つ「環日本海物流促進」で定める北部物流拠点（綾部市）についても、物流拠点としての可能性を示すこと。

また、府北部地域において物流拠点の整備を進めるにあたって、他地域からのインセンティブを持たせるために必要な条件（補助金、税制優遇措置等）や、立地の可能性を調査するとともに、立地の可能性が高まる条件も合わせて示すこと。

(3) 報告書の作成

(1)(2)の業務実施を受けて、報告書を作成し京都府に提出すること。

5 業務の進め方

「4 業務内容」の進捗状況及び内容確認を行うため、月1回程度、京都府と業務打合せを実施すること。

6 成果物

報告書（A4版）2部及び電子データ一式

7 納入場所

京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府総合政策環境部地域政策室

8 留意事項等

- (1) 本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して決定すること。